

山形県文化基本条例（平成30年3月20日公布・施行）の概要

平成30年3月20日
観光文化スポーツ部 資料2

制定動機

- 本県における日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、交流人口の拡大に向けた機運の高まり
- 本県の文化活動の拠点となる山形県総合文化芸術館の開館を契機に、県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、多様な主体が思いを一つにして本県文化の推進に取り組む

総則

目的（第1条）

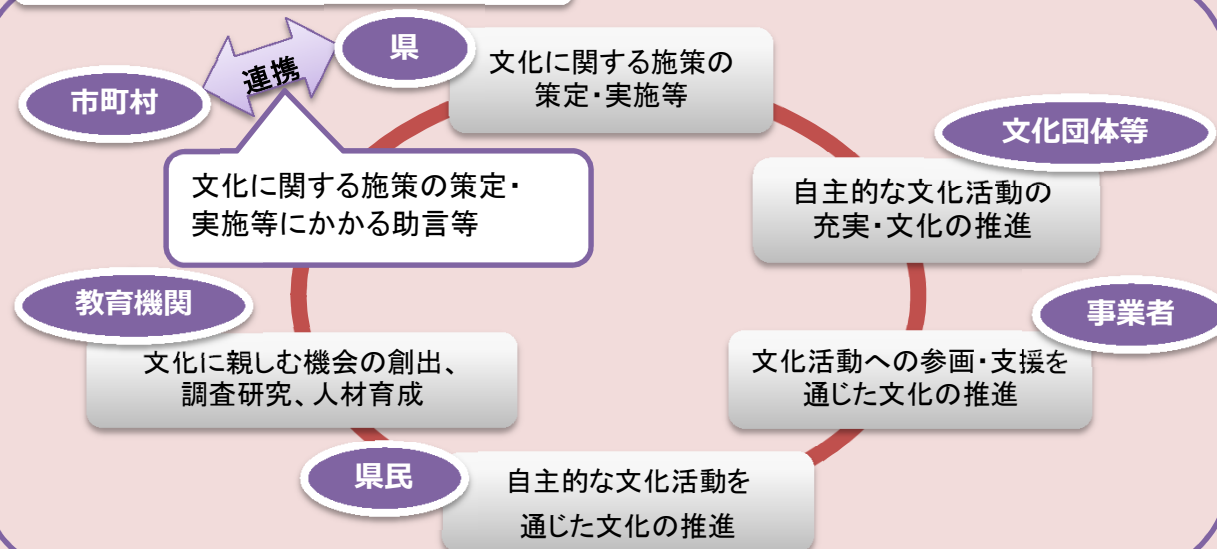
- 文化の推進（保護、継承、振興、発展、創造）に関する基本理念
- 県の責務、県民の役割等（県民、文化団体等、教育機関及び事業者の役割並びに市町村との連携）
- 文化に関する基本的施策を定め、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、

心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的とする。

基本理念（第2条）

- 県民の自主性の尊重
- 文化活動を行う者の創造性の尊重、地位向上、能力発揮のための考慮
- 県民が等しく、生涯を通じて、文化を鑑賞し、創造し、参加できる環境の整備
- 本県文化への県民の理解、郷土への愛着や誇りを育むための考慮
- 本県文化の多様性を尊重、次世代への継承のための配慮
- 本県文化の国内外への発信、文化交流の拡大
- 文化による地域と経済の活性化（観光、まちづくりなどの各施策との有機的連携）
- 県民、文化団体等、事業者、教育機関、行政との連携・協働

責務・役割（第3条～第8条）



文化に関する基本的施策

文化の振興等（第12～17条）

- 芸術の振興
 - ・芸術（文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊等）
 - ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- 生活文化等の振興
 - ・生活文化（華道、茶道等）・国民娯楽（囲碁、将棋等）
 - ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- 伝統芸能等の継承及び発展
 - ・日本古来の伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）
 - ・地域の伝承文化（年中行事、民俗芸能等）
- 特色ある文化の継承及び発展
 - ・精神文化（例：出羽三山信仰、草木塔、出羽百観音（三地域の三十三観音信仰）など）
 - ・最上川舟運の文化的資産
 - ・伝統工芸（例：山形鑄物、山形仏壇、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布等）
 - ・山形の食文化（例：四季折々の豊かな農林水産物、郷土料理、行事食、地酒等）
- 文化財等の保存及び活用（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- デザイン（意匠）の保存及び活用（服飾、家具、工芸品、建築等）

文化に親しむ環境づくり（第18～21条）

- 県民の文化に親しむ機会の充実
- 文化施設の充実及び活用促進
- 事業者による文化活動等の促進
- 文化情報の収集及び提供

文化をはぐくむ人づくり（第22～26条）

- 県民の文化発信力の向上
- 子どもの創造性等の育成
- 高齢者及び障がい者の文化活動の促進
- 文化の担い手育成及び確保（例：創造的活動を行う者、文化の継承者、指導者、企画制作を行う者等）
- 顕彰

文化を活用した社会づくり（第27～30条）

- 文化の活用による地域の活性化
- 文化の活用による経済の活性化
- 文化の活用による観光振興
- 文化に関する情報発信、交流推進

総則（第9～11条）

- 文化推進基本計画の策定
- 推進体制の整備
- 財政上の措置

